



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョットちゃん」

平成30年4月1日施行

滋賀県犯罪被害者等支援条例



犯罪被害者等がひとりの県民として、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、行政、県民、事業者、民間支援団体等が連携し、県民みなで犯罪被害者等の心に寄り添った支援を推進していくため、滋賀県犯罪被害者等支援条例を制定しました。

みなで犯罪被害者等を支える社会へ



滋賀県総合企画部県民活動生活課
〒520-8577 大津市京四丁目1番1号
電話077-528-3414(直通) FAX077-528-4840

(1) いつどこで犯罪の被害に遭うかわかりません (犯罪を受ける可能性は、誰にでもあります)

私には関係がない、他人事と思っていませんか。そんなことはありません。

平穏な暮らしの中で犯罪は突然起きるのです。もしあなたや、家族が被害に遭ったら…

犯罪の被害を受けた人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な問題を抱えることになります。一日も早く平穏な暮らしを取り戻すためには、周囲の人たちが、犯罪被害者等*が置かれた状況を理解することが大切です。

*犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族をいいます。



(2) 犯罪被害者等が受ける「更なる被害」



①精神的ショック
や身体の不調



②医療費の負担や失職・転職
などによる経済的困窮



③捜査や裁判の過程における
精神的・時間的負担



④周囲の人々によるうわさ話や
マスコミの取材・報道による精神的被害

(3) 周囲の人たちの理解と配慮が大切

周囲の人たちの言動により、被害者等は心が楽になったり落ち込んだりします。心ないうわさ話はもちろんのこと、周囲の人にとっては慰めや励ましのつもり言葉（「頑張って」「早く忘れなさい」「運が悪かった」など）も、励まされる被害者もいる一方で、逆に傷ついてしまう被害者もいます。

犯罪被害者等に接する時は、置かれている状況や心情を理解し、その人の気持ちにより添って、配慮するようにしましょう。



一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるように様々な施策に取り組みます。

相談、情報の提供等



各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行います。また、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介します。

居住の安定



犯罪等によりこれまでの住居に住むことが困難となった場合、県営住宅への入居における特別の配慮を行います

心身の影響の回復



個々の犯罪被害者等の心身の状況に応じたカウンセリングや、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供します。

雇用の安定



事業者が犯罪被害者等に対する理解と支援についての理解を深め、被害者支援を促進することができるよう、情報提供等を行います。

安全の確保



再被害を防止し、安全を確保するため、一時保護、防犯に係る助言等を行います。

県民の理解の増進



更なる被害を防止するため、一人でも多くの県民に、犯罪被害者等の置かれた状況や心情についての理解を深めて頂くよう、啓発を行います。

犯罪被害者等のための相談窓口

犯罪全般

警察総合電話相談「県民の声110番」

#9110 または
077-525-0110

8:30~16:30

月~金
(祝日・年末
年始を除く)

犯罪被害者サポートテレホン

心が一番 やさしい
077-521-8341

10:00~16:00

犯罪被害者総合窓口

いつかニコッ はいおうみ
077-525-8103

10:00~16:00

支援内容 ○電話・面接相談 ○付添支援 ○犯罪被害者等支援コーディネーターによる支援

性犯罪 性暴力

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(通称SATOCO)

090-2599-3105 24時間365日

支援内容 [急性期]産婦人科医療(性感染症や望まない妊娠から守る)、警察への被害届出
[中長期]こころのケア、電話・面接相談、付添支援

